概要	サービスの貿易
措置	1　法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、又は日本国の法令に基づく弁護士法人であるか、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。 2　いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。
五　分野	
小分野	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条
産業分類	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条
政府の段階	
義務の種類	
概要	
措置	
六　分野	
小分野	
産業分類	建設業
政府の段階	ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業
義務の種類	ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。）
概要	ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
措置	中央政府
七　分野	市場アクセス（第八・五条）
小分野	現地における拠点（第八・十一条）
産業分類	1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
政府の段階	2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
義務の種類	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章
概要	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
措置	
	流通サービス
	アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス
	ＪＳＩＣ　五二二二　酒類卸売業
	ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業
	中央政府
	市場アクセス（第八・五条）
	サービスの貿易
	酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、これらの小分野のサービス提供者に付与する免許の数については、制限することができる（酒税法第十条第十一号）。
	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで
	教育及び学習支援業
	高等教育サービス
	ＪＳＩＣ　八一六　高等教育機関
	中央政府
	市場アクセス（第八・五条）
	現地における拠点（第八・十一条）
	サービスの貿易
	1　日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。
	2　「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。
	3　「学校法人」とは、日本国の法令に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。
	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条

八　分野	金融サービス
小分野	銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く。）
政府の段階	ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業
義務の種類	中央政府
概要	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
措置	サービスの貿易及び投資
九　分野	預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。
小分野	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
産業分類	金融サービス
政府の段階	保険及び保険関連のサービス
義務の種類	ＪＳＩＣ　六七二　損害保険業
概要	ＪＳＩＣ　六七四二　損害保険代理業
措置	中央政府
十　分野	市場アクセス（第八・五条）
小分野	サービスの貿易
産業分類	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。
政府の段階	(a)　日本国内で運送される物品
義務の種類	(b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶
概要	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条
措置	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二
	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六
	熱供給業
	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
	中央政府
	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
	サービスの貿易及び投資
	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	2　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
	3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
十一　分野	情報通信業
小分野	電気通信業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等
政府の段階	ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
義務の種類	ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業
概要	中央政府
措置	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
	市場アクセス（第八・五条）
	経営幹部及び取締役会（第十・七条）
	サービスの貿易及び投資
	1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。
	(a)　日本国の国籍を有しない自然人